

論 説

# 対 世 効

山 岸 敬 子

## 目次

- 一、はじめに—本稿の目的
- 二、行政事件訴訟法32条1項所定の「第三者効」
- 三、判決に規範性を付与する「対世効」
- 四、むすび—「第三者効」と「対世効」

### 一、はじめに—本稿の目的

私は、先に、客観訴訟の法理を説いた拙稿<sup>(1)</sup>において、同訴訟の判決が対世効を有する所以を示した。客観訴訟の制度目的は、万人の財産としての適法性の維持である。法秩序は万人に対して回復されなければならない。それ故に、客観訴訟の判決には対世効が付与される。対世効を与えられた判決は規範となり、他の法規範とともに、適法性ブロックを構成し、法的拘束力を有する。

さらに、私は、かねてから<sup>(2)</sup>、現在進められている司法制度改革におけ

る行政訴訟制度の見直しの方向性として、行政に対する司法審査の強化のために、現行の行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という）を立法レベル・解釈レベルで再検討して、主観訴訟を充実することと合わせて、客観訴訟制度の固有性を認め、個別法ないし個別的一般法によって、積極的に客観訴訟の創設を進めることを主張している。現行行訴法1条は個別法において具体的な訴訟手続が定められることを許容し、42条が民衆訴訟・機関訴訟の具体的態様を個別法に委ねている。両規定を根拠に、法の支配の理念の下、主観訴訟体系を充実させた改正行訴法を一般法と位置づけながら、特別法で客観訴訟制度を整えることが可能である。具体的には、民衆訴訟・機関訴訟に主観訴訟手続を準用する現行行訴法43条を改正して、個別法ないし個別的一般法で有用な客観訴訟を、それぞれに必要な手続規定等と合わせて整備することを提言する。

ところで、行訴法32条1項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する」と定めているが、当該「第三者効」は「対世効」としばしば混用されている。例えば、「本条により取消判決に<sup>(3)</sup>対世効があることが<sup>(3)</sup>明定された」あるいは「取消判決の形成力が第三者に及ぶことを通常、取消判決の<sup>(4)</sup>対世的効力ないし<sup>(4)</sup>対世効という」と。

本稿は、客観訴訟制度の整備に資するために、「対世効」とは如何なる効力であるのかを明確にすべく、現行行訴法32条1項所定の「第三者効」（以下、単に「第三者効」ということがある）と判決に規範性を付与する「対世効」（以下、「対世効」という）の相違を説くことを目的とする。

(1) 拙稿「客観訴訟」塩野宏先生古稀祝賀『行政法の発展と変革 下巻』（有斐閣、2001）279頁以下。

(2) (1)の拙稿以外に、山岸敬子「訴えの利益に関する《よき判例政策》—取消訴訟の客観化の限界と民衆訴訟」中京法学32巻3＝4号101頁以下（1998）、山岸敬子「釈明権・職権証拠調べ・職権探知」中京法学36巻3＝4号21頁以下（2002）など。

なお、中京法学の URL は、<http://www.cnc.chukyo-u.ac.jp/users/lawacade/>

- (3) 南博方編『条解 行政事件訴訟法』724頁(弘文堂, 1987)〔岡光民雄執筆〕。
- (4) 原田尚彦『行政法要論 全訂第4版増補版』389頁(学陽書房, 2000)。  
他に、南博方編『注釈 行政事件訴訟法』274頁以下(有斐閣, 1972)〔阿部泰隆執筆〕なども混用している。

## 二、行政事件訴訟法32条1項所定の「第三者効」

(1) 現行行訴法32条1項所定の「第三者効」の範囲について、法は明確にしておらず、その解釈をめぐって、いわゆる医療費職権告示の効力停止事件において、東京地方裁判所が昭和40年4月22日に下した司法判断が、つとに著名である。<sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>

本件執行停止の申立ては、厚生大臣(当時)が発した医療費値上げの職権告示は、中央社会保険医療協議会の答申を得ておらず取り消されるべきであると、一部の健康保険組合が訴えを提起した事案に係るものである。東京地方裁判所は、係争の告示の効力停止を一部容認した決定の中で、現行行訴法32条1項所定の「第三者効」について以下のように判示している。

曰く「法第32条第1項は、取消判決の効力は第三者に及ぶ旨規定しているが、その趣旨は、原告に対する関係で行政庁の行為が取り消されたという効果を第三者も争い得なくなることを、換言すれば、原告は何人に対する関係においても以後当該行政庁の行為の適用ないし拘束を受けないことを意味するにとどまり、(行為の性質上不可分の場合および実際上の効果は別として)、それ以上に取消判決の効果を第三者も享受し、当該行政庁の行為がすべての人に対する関係で取り消されたことになること、すなわち、何人も以後当該行政庁の行為の適用ないし拘束を受けなくなることを意味するものではないというべきである」と。

本件の控訴審であり、原決定を取り消した東京高等裁判所も、行訴法32条1項の趣旨につき、第一審と同様に判示する<sup>(7)</sup>。すなわち、「行政事件訴訟法第32条第1項の趣旨は、相手方に対する関係で行政処分が取り消されたという効果を第三者が争い得なくなるということである。言い換えれば、相手方は何人に対しても自己に対する行政処分が取り消されてその拘束を受けなくなったことを主張できるということにとどまり第三者も自己に対する行政処分が取り消されてその拘束を受けなくなるというように拡張することを定めたものとは解されない。そうだとすれば、右行政訴訟事件の取消判決は、相手方を除く他の健康保険組合に対する本件告示の効力を左右することはないとみるのほかはない」と。

以上著名な司法判断によれば、行訴法32条1項所定の「第三者効」は、「対世効」ではない。「対世効」を有する取消判決は、係争の行為を遡及的に法秩序の中から完全に消滅させる。しかし、現行行訴法上、取消判決の効果を享受し得るのは原告のみであり、32条1項所定の「第三者効」に基づいて、訴外の第三者が自己のために当該取消判決の効果を主張することは許されない。「第三者効」は、「当該行政庁の行為がすべての人に対する関係で取り消されたことになること、すなわち、何人も以後当該行政庁の行為の適用ないし拘束を受けなくなることを意味するものではない」。

(2) 現行の取消訴訟は、主観的権利の貫徹に奉仕する、近代型の個人主義的な救済制度としてつくられている。当事者間の紛争を相対的に解決する相対的正義の探求手段としての構造を有する。行訴法32条1項所定の「第三者効」は、そのように構成された取消訴訟の判決に付与されている効力である。主観訴訟の原告は、自己の利益のために、裁判を負担する。それ故に、主観訴訟の勝訴判決は、原告が求める利益の保護を最終的に実現しうる力を要求される。原告の権利回復のために必要ならば、訴訟外に立つ第三者に、判決の効力を拡張しなければならない。確かに、例えば、滞納者が公売処分の取消判決を得たとき、その効力が当

該財産の競落人に対して及ばず、訴外の自分には公売処分の効力は存続しているとの抗弁を受け、原告は権利の回復のために当該競落人を被告として改めて民事訴訟を起こさなければならないというのでは、取消訴訟制度の主観的権利救済機能は全うされない。「そこでは取消訴訟と同様に当該行政処分に瑕疵があると判断されることの制度的な保障はなにもないのであるから、取消訴訟制度自体が全く無意味なものとならざるを得ない<sup>(8)</sup>」。

行訴法32条は、「当事者の権利・利益の保護を第一次的目的とする<sup>(9)</sup>」主観訴訟としての取消訴訟制度の趣旨を完遂するために、訴訟外に立つ第三者に、当該判決の内容に従って行動する実体法上の義務を課すものである。さらに同法33条は、同義務を「当事者たる行政庁その他の関係行政庁」に向けるものである。行訴法32条・33条は、実質的相手方を被告となし得ない取消訴訟の構造に伴い<sup>(10)</sup>、同制度の主観的権利救済機能を担保すべく、行訴法が特に定める判決の効力である。

現行の行訴法は、7条を根拠に民事訴訟法準拠主義を採る結果、訴訟手続において自己責任を原則とする。当該原則に基づけば、訴訟の結果は両当事者の訴訟追行の努力の成果であると評価することができ、敗訴の結果も当事者の自己責任に帰せしめることが可能になる。したがって、判決の効力は、その訴訟の追行につき自己責任を問うる者だけに課されることを原則とする(判決の相対性の原則)。判決の効力を自己責任を果たすことのできなかつた訴外の第三者に強いることは不合理であり、その者の法定手続の保障(憲法31条)・裁判を受ける権利(憲法32条)を侵害することになる。

行訴法32条の「第三者効」は、自己責任の原則の帰結たる判決の相対性の例外であり、訴訟外に立つ者の権利の保障に触れる。そこで、行訴法22条は、「訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、…その第三者を訴訟に参加させることができる」と定め、さらに34条が、「処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の

責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる」と規定して、原告と第三者の権利救済の調整を計っている。

(3) 行訴法32条の「第三者効」は、現行取消訴訟制度の主観訴訟構造の一環であり、原告の権利救済機能の全うを趣旨とする。現行行訴法の立法担当者の説明—行政裁判法上の行政訴訟観に基づく行政事件訴訟特例法下での見解を継承している<sup>(11)</sup>—も、そのように善解する<sup>(12)</sup>。すなわち、公法関係の一般的特質を論拠とするのではなく、あくまでも、個人の権利利益を保護するために、「判決によって処分または裁決を取り消した場合の効果が訴訟の当事者と第三者との間で区々になることは、法律秩序の安定のため適当ではなく、行政上の法律関係は画一的に規制されることが望ましい<sup>(13)</sup>」と。その運用において、原告の主観的権利の回復を終極的なものとするために、「第三者」は広く解されてよい。適用される判決の効力も形成力に限る必要はない。しかし、その拡張は、あくまでも裁判を負担した原告個人の利益救済を完成する範囲に限定される。

先に述べた医療費の職権告示に係る東京地裁・高裁決定は、行訴法32条の「第三者効」が個人的権利利益の回復にとどまる取消判決に付与されているものであることを確認した司法判断である。最高裁判所も、議長職にあった議員の除名処分取消の効力は、当該除名処分が有効であることを前提として選出された新議長にも及ぶものとする、そのように解さなければ、「右議員の権利救済に欠けることになる」として、同趣旨<sup>(14)</sup>を判示した。

(4) ところで、医療費値上げの職権告示の効力を原告4組合のみに対して停止した前掲東京地裁決定は、社会に大混乱を引き起こした。やや長くなるが当時の報告によると、「この解釈によると、この5月1日から、医療保険関係の診療費は、4組合関係とそれ以外とで、2本立てに

なることになる。このことは、実務的にはすこぶる繁雑な手続を要求することになるわけで、当然のことながら、末端部門では各地でトラブルを起こしたようである。医師会側は、厚生省が1月9日の告示を改正しない限り、すべて新料金一本で行くと東京地裁決定を無視するような態度を示したりしたため、あちこちで診療拒否ということが発生し、岩手県下では入院を拒絶された病人が死亡するという事件まで引き起こしたが、こういうトラブルを収拾するため、去る5月18日、神田厚相と武見日本医師会々長の間で、一つの申合せがとりかわされた。しかし、この申合せは、…支払者団体側に、また新しい不満を生じさせ、新しい紛争を巻き起こしかけたが、この方は、政府側と支払団体側の間で東京地裁決定尊重ということで一応解決をみた。しかし、厚生省の対医師会、対支払団体側の了解の間には若干の矛盾点があり、社会保険診療問題は、救い難い泥沼に落ちこみそうにみえたが、これを一応救ったのは、5月31日の東京高裁決定である<sup>(15)</sup>」。

この行政の不統一と社会的混乱を嫌って、係争告示を取消訴訟の対象としたことに疑問の声が挙がった。一個人の救済のために、かような世間一般に対し行政の不統一と混乱を助長するような事柄を司法権がとりあげること自体がおかしいとも考えられるから、取消訴訟の対象は本来、対個人的な処分のみに限るべきであって、一般処分に対する訴えは許されるべきではない、と。「一種の立法行為だと考えると、あとからあとから組合がたくさん訴訟を起こして、勝ち得る可能性が残る。そこらを地裁がどういうふう<sup>(16)</sup>に考えているか」。「取消訴訟の対象にならないものをなるという前提で執行停止をやった、その矛盾が執行停止の効力の及ぶ範囲あたりの紛糾にずっと尾を引いてきている…私は取消訴訟は、個別的に末端の人間に及んでゆく行政処分のその効力をとめるという点にその本質があるものと思うのです。ところがこの告示なるものは、この組合にも及ぶ、この組合にも及ぶ、生活保護法の関係にも及ぶという全般的な国の制度を問題にして、その効力を問題にするわけですから、い

ままで考えられた抗告訴訟のあり方とはだいぶ違うのじゃないかと思うのです<sup>(17)</sup>」。

支払い側たる健康保険組合の権利救済のために、「中医協の内外を通じて、医療機関側、とくに医師会側が政治的圧力によって自己の主張を貫徹しようとしきりに横車を押したこと、厚生省側がそれにおかれて最後に職権告示に踏み切ったことなどについて、東京地裁が腹に据えかねる感じを強くいだい(て)<sup>(18)</sup>」係争告示の効力を停止した、その決定を取り消した東京高裁決定が、社会的混乱を救ったとして評価されたりもした。

このような雰囲気に対して、当時、「せっかく拡大されてきた取消訴訟の救済機能が、かえって大幅に縮小される結果に陥る<sup>(19)</sup>」との危機感が強まったことは理解し得る。

- (5) 行裁集16巻4号708頁，訟月11巻4号603頁，判時406号26頁，判タ174号201頁。
- (6) 「近頃，裁判所の判断で，これぐらい，政治的・社会的に大きな波もんを投じたものはめずらしい。おそらく，昭和34年3月30日の砂川事件に関する伊達判決以来のことではなかろうか」「判批」時法535号50頁（1965）。
- (7) 東京高決昭40.5.31行裁集16巻6号1099頁，訟月11巻5号756頁，判時409号11頁，判タ175号213頁。
- (8) 園部逸夫編『注解 行政事件訴訟法』397頁（有斐閣，1989）〔村上敬一執筆〕。
- (9) 雄川一郎「行政訴訟の客観化の傾向と原告適格法」『行政争訟の理論』381頁（有斐閣，1986）。
- (10) 処分行政庁が形式上被告となり，真実の利害関係者が訴訟当事者となり得ない取消訴訟構造の特殊性から，実質的な意味での紛争解決を図るために，行訴法が特に定めた判決の効力と理解されている。
- (11) 行政事件訴訟特例法下では，取消判決の「第三者効」の必要性に関して，公法関係の一般的特質を強調する行政裁判法時代の見解（木村弘之亮「判決—第三者効を中心として」雄川一郎ほか編『現代行政法体系5』247頁以下（有斐閣，1984）等参照）を受け継いで，「行政上の法律関係の統一的規律の要請」（雄川一郎『行政争訟法（法律学全集9）』222頁（有斐閣，1957））を論拠としていた。「行政事件訴訟特例法のもとにおいては，行政



処分取消判決は、当該訴訟の当事者に対して効力を有するにとどまらず、すべての第三者に対しても効力を有するものと解するのを相当とする。けれど、…行政処分取消判決は第三者に対しても効力を有する旨の規定はないけれども、行政上の法律関係はその性質上画一的に規制されるべきものであることに徴すれば、行政処分取消判決の形成力は第三者に及ぶものと解すべきであるからである」(最判昭42.3.14民集21巻2号312頁, 最判昭40.6.24民集19巻4号1001頁も同旨)。

- (12) 善解を支持する言及として、雄川一郎「行政事件訴訟法立法の回顧と反省」『行政争訟の理論』200頁(有斐閣, 1986)は「行政事件訴訟法32条1項の立法は、…それは基本的には、民事訴訟的にまた主観訴訟的に問題を考えていた」と。
- (13) 杉本良吉「行政事件訴訟法の解説(2・完)」法曹時報15巻4号531頁(1963)。
- (14) 最判昭62.4.21民集150号761頁。
- (15) 「判批」時法536号56頁(1965)。
- (16) 研究会「医療費値上げの職権告示停止決定に関する法律上の問題点」ジュリ327号37頁〔雄川一郎発言〕(1965)。
- (17) 研究会・前掲注(16)36頁, 46頁〔山内一夫発言〕。
- (18) 「判批」前掲注(15)59頁。
- (19) 原田尚彦「取消判決の第三者効について」時法542号39頁(1971)。

### 三、判決に規範性を付与する「対世効」

(1) 行訴法32条所定の「第三者効」が、主観訴訟構造の一環であり、原告個人の権利利益救済の全うを使命とすることを勿論として、当該効力はそれにとどまるものではなく、取消訴訟制度がむしろ第一義とすべき客観訴訟的側面から「対世効」としても機能しうべきとする見解がある。すなわち、「抗告訴訟の本質ないし目的を、行政の違法の是正ないしその法律適合性の保障に求める立場に立てば、原告の地位は、いわば国民の代表としての訴訟担当者ともいふべきものであるから、その取消判決の効力が、すべての国民に及ぶことは当然<sup>(20)</sup>」であるのではないか。

いわゆる近鉄特急料金値上げ認可処分取消等請求事件において、第1

審大阪地方裁判所が下した事情判決<sup>(21)</sup>は、行訴法32条の「第三者効」を客観訴訟的な「対世効」と理解していると評されている。判決曰く「本件認可処分を、このことを理由に取り消すことにすると、利用者が1日約10万人にもものぼる近鉄特急の運行に多大の混乱を惹起するばかりか、特急料金を徴収している他の私鉄（名鉄、小田急、西武、東武、南海など）にも影響を及ぼしかねない。このことは、行訴法31条1項にいう『取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合』に該当するとしなければならない」と。判示は、「近鉄の利用者こそ本件認可処分の適法性審査を求める最適任者」であるとして、取消訴訟の代表訴訟的性格を前提としている。

(2) 確かに、法律による行政の原理の下、係争の行為が法律に違反するものとして取り消されたのであれば、それは法秩序の中から完全に消滅すべきことが、道理である。そもそも、同一の行為が、ある人との間では適法であり、ある人との間では違法であるなどという帰結は、いかにも不自然である。

しかし、判決に「対世効」を付与するならば、自己責任の原則に基づく訴訟手続を採ることはできない。「対世効」を与えられる判決は、法規範となり、他の規範とともに、適法性ブロックを構成し、法的拘束力を生ずる。それ故に、法規範を創設するに相応しい審理手続が伴わなければならない。法規範となる判決の帰趨は、当事者の自己責任に馴染むものではない。弁論主義の下で、裁判所に判決の基礎として認定される事実は、あくまでも“認定事実”であり、“実在事実”ではない。判決は“認定事実”に拠って下される。“認定事実”は、立証能力に優れた者が勝ち取る。「対世効」は、「特定の個人の訴訟活動の結果としてその訴訟技術の巧拙等に左右されることのあり得る<sup>(22)</sup>」現行行訴法上の取消判決に親しむ効力ではない。現行制度において、人は自己の法律上の利益に関係のない事由については主張することができず（行訴10条）、裁判所は当事者が申し立てない事実について審理することはできない<sup>(23)</sup>。

法規範となり公序性を生ずる判決の内容には、誰が訴訟参加しても同じ結論になるとの信頼が大切である。裁判所が、何が規範であるかを明らかにする全責務を負わなければならない。必要ならば、職権で事実および証拠を探知しなければならない。訴訟資料を豊富にし裁判官の判断を助けるために、裁判を受ける権利から解放された参加制度の整備が望まれる。さらに、裁判の公開(憲法82条)が意味をもつ。「手続への公衆のそのような非関与的参加を可能にするために本質的なことは、手続の公開性である。手続の経過は非関与者にとって共同体験可能なものでなければならない。この場合に重要なことは、実際にそこに出席し、現実に入りこみ、見ることであるというよりは、むしろそこへの入場可能性である。決定的なことはその可能性が開かれていることなのである。この可能性のあることが信頼を強め、少なくとも秘密維持のあらゆる試みにつきまとうあの不信感の発生を阻止する。…国民の多かれ少なかれかなりの部分が常にそこにあわせている必要はない。そのような手続が行われており、あらゆる者は必要な場合にはそれがどのようなものかを詳細に知ることができるという一般的で漠然とした知識があれば、十分である<sup>(24)</sup>」。将来的には、裁判のテレビ中継もあり得ないことではない。

(3) 「対世効」を有する判決の影響力は大きい。それ故に、社会的に重大な混乱を防ぐべく法的安定性とのバランスをとる必要がある。

係争行為の客観的消滅が実際にどのような問題を惹起するかについて、取消判決に「対世効」を与えているフランスの越権訴訟(le recours pour excès de pouvoir)<sup>(25)</sup>の事案が有益な検討の素材となる。例えば、同一性を有する行為が既に他者の提起した越権訴訟において取り消された場合、請求対象は消滅することになるのであろうか。立法的行為が取り消されたとき、当該立法施行後取消前になされた個別的適用処分がどのような影響を受けるのであろうか。当該立法行為の客観的消滅により、連鎖的取消の波が、空間的にも広がることになるのではないか。出訴期間が経過した利益的処分をも取り消しうるのか。それは、人の既得権侵

害とはならないのだろうか。フランスでは、公共建築物に関する限り、公物保護の法理 (l'intangibilité de l'ouvrage public 公の工作物の不可侵性) に基づいて、適法性原理は既成事実の前に道を譲らなければならないとされているが、それと同様に、私的なものであっても、既に建築が完成してしまっていれば取消判決の波及を免れうるのか。

フランスでは、「対世効」を有する取消判決の後始末の問題は、最終的には立法者が考えるべきこと、とされている<sup>(26)</sup>。立法による同一再処分・追認による当該行為の立法行為化・遡及法の制定による違法行為の適法化・狭義の有効化等々、さまざまな有効化立法手段が「対世効」の後始末として開発されている。フランスにおいては、国会での法案審議および憲法院 (le Conseil Constitutionnel) の審査に服することを条件に、最終的には立法によって「対世効」のもたらず法的混乱の收拾が図られている。法規範となった判決を立法者が変更しうるとすることは、権力分立の原則に適っている。

「対世効」を有する判決の影響力は確かに大きい。「対世効」の貫徹によって空間的に広がる連鎖的取消を余りに懸念すれば、判決に「対世効」を与えることは大いに躊躇されてしまう。「対世効」は非現実的な判決の効力とさえみられてしまう。しかし、フランスの越権訴訟には長い歴史があり、取消判決の「対世効」こそが同制度の最大の有用性であると評価されている。

現在進められている司法制度改革・行政訴訟制度の検討に際して、「対世効」がもたらす波及的影響の大きさに観念的に脅え、それを法関係の混乱と捉え、その後始末を面倒とみて、「対世効」の付与をためらうのではなく、フランスの越権訴訟の運用から学んで、独自の経験を積み重ねることによって、わが国の行政訴訟制度を充実し、日本を司法国家として成熟させていく道筋をつける先見性が期待される。

現行の行訴法42条の下で、個別法ないし個別的一般法で創設される客観訴訟に「対世効」を付与するのであれば、その後始末も当該個別法等

で処理しうる。

- (20) 町田顕「行政処分の執行停止決定(取消判決)の対世的効力」判タ178号71頁(1965)。同旨, 原田・前掲注(19)37頁以下。
- (21) 大阪地判昭57.2.19行裁集33巻1=2号118頁。
- (22) 村上・前掲注(8)402頁。
- (23) 現行行訴法は, 職権証拠調べ(24条)を採用している。しかし, 当該権限に基づいても, 裁判官は, 当事者が主張していない事実を審理することはできず, 結論は, やはり当事者の訴訟技術の巧拙等に左右されうる。
- (24) N. ルーマン(今井弘道訳)『手続を通しての正統化』128-129頁(風行社, 1990)。
- (25) 伊藤洋一『フランス行政訴訟の研究 取消判決の対世効』219頁以下(東京大学出版会, 1993)参照。同文献をはじめ, フランスの越権訴訟(le recours pour excès de pouvoir)に関する研究は, わが国の客観訴訟制度ひいては行政訴訟制度の全般にわたる発展に極めて大きな貢献をなしうるはずである。
- (26) 伊藤・前掲注(25)300頁以下参照。

#### 四, むすび—「第三者効」と「対世効」

「対世効」は, 当該判決に規範としての性質を与える。「対世効」を生ずる判決は, 他の法規範とともに, 適法性ブロックを構成し, 法的拘束力をもつことになる。

「第三者効」は, あくまでも原告個人の権利救済の全うを目的として拡張される判決効である。「第三者効」は, 当該裁判を負担した原告が求める権利の回復を最終的に実現し, 勝訴判決の実効性を確保するために付与される。

「対世効」と「第三者効」を混用することは正確ではない。両者の機能は異なる。「対世効」と「第三者効」は区別して使われるべきである。

人事訴訟手続法18条1項は, 「対世効」を定めるとされている。すなわち, 婚姻事件につき「婚姻ノ無効若クハ取消, 離婚又ハ其取消ノ訴ニ

付キ言渡シタル判決ハ第三者ニ対シテモ其効力ヲ有ス」と規定し、同条を養子縁組事件・親子関係事件に関しても準用している(人訴26条・32条)。しかし、当該効力は「対世効」ではない。たとえ回復した原告の権利の性質上、画一的処理を計って第三者を全国民としても、それはあくまでも「第三者効」の拡大であって「対世効」ではない。「対世効」は当該判決に法規範としての性質を与えるために付与される。特定人の子の認知あるいは離婚の成立は、規範ではない。

民事訴訟制度のなかで、人事訴訟手続のように、「第三者効」を「対世効」として説明してきたことが、両者が混用されてきた原因なのではないだろうか。

私は、司法制度改革において推進される行政に対する司法審査の強化として、客観訴訟制度を充実することを主張している。具体的には、法の支配の理念の下に、主観訴訟体系を充実させた新行訴法を一般法と位置づけながら、個別法ないし個別的一般法で有用な客観訴訟を、それぞれ必要な手続規定等と合わせて、整備することを提言する。客観訴訟制度に主観訴訟手続を準用する現行行訴法43条は改正する。

当該個別法等には「対世効」を設け得る。客観訴訟は法秩序を維持するための訴訟である。法秩序は万人に対して回復されなければならない。客観訴訟制度には、判決に法規範性を付与する「対世効」が、自己責任の原則から解放された訴訟手続と共に、必要である。「対世効」がもたらす後始末は、当該客観訴訟制度の具体的態様を委ねられた個別法あるいは個別的一般法のなかで対処し得る。